

桜並木植栽管理事業協賛金募集申し込みから植樹までの流れ

凡	申込者が行うもの
例	○事務局が行うもの

①申込書作成・提出（様式1）



○申込書の確認



○申込受理書通知（様式2） 納入口座、期限を明示したものを合わせて通知



②協賛金納入

申込受理書受領後、指定した口座に納入期限までに協賛金を納入



○協賛金納入確認 納入期限までに納入確認できないときは申込受理を取り消し



○申込者との打ち合わせ プレート掲示の個数、植樹会への参加意向等



○植樹会実施 植栽木の生育不良等についての申し出への対応はいたしかねますが、植栽から5年間、プレート破損等の申し出があれば作成し再掲示いたします



後日感謝状を送付 5千円の協賛金を納入した方のみ対象

※今年度の植樹会は、10月26日（土）となっております。

※申込受理書通知後、要項4条3項に該当することが判明したときは協賛を取り消すものとし、協賛金の返戻はいたしません。

お問い合わせ先
岩木みらい協議会
（事務局：弘前市岩木総合支所総務課地域振興係内）
電話：0172-82-1621 FAX：0172-82-3118
e-mail:soumu-i@city.hirosaki.lg.jp